

お知らせ

児童手当の手続きを

忘れていませんか？

児童手当は小学校修了前の児童を養育している方に支給されます。(ただし、所得が所得制限限度額以上の場合には支給されません。)

児童手当を受けるためには認定請求等の手続きが必要となります。(認定請求を受け付けた月の翌月からの支給となります。)また、受給者及び支給対象児童等に変更等があった場合は届出が必要です。届出がないと児童手当が支給停止や差し止めされる場合があります。

児童手当の金額
 ・3歳未満1万円、3歳以上5万円。(第3子以降は1万円、ただし18歳以上はカウントされません。)

児童手当の支給月
 ・毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分までが支払われます。

手続き

①出生や転入等で初めて受け

る場合

「認定請求」の手続きが必要
 要です。

②現在手当を受けていて対象児童に変更があった場合
 「額改定」の手続きが必要
 です。

③対象児童を養育しなくなった場合
 「支給事由消滅」の手続き
 が必要です。

④毎年継続して受けるために
 「現況届」の提出が必要に
 なります。

⑤住所や氏名が変わった場合
 住所変更や氏名変更の手
 続きが必要になります。

窓口

住民総合相談室(早来庁舎)
 健康福祉課(めぐもりセンター)
 ※公務員の方は、それぞれの
 職場での手続きとなります。
問合せ 健康福祉課子育て支援
 係 ☎⑤4555

政管健保は10月から

「協会けんぽ」
 に変わりました。



政府管掌健康保険は、これまで国(社会保険庁)で運営していましたが、10月に新た

に全国健康保険協会が設立され、現在、協会が運営しております。

現在お持ちの健康保険者証は10月以降も切替が終了するまで引き続き有効であり、保険給付の内容に変わりはありません。全国健康保険協会北海道支部の所在地・連絡先は次のとおりです。

〒060-8524
 札幌市北区北7条西4-3-1
 新北海道ビル
 全国健康保険協会
 北海道支部

☎011-726-0352

**核兵器廃絶平和の町宣言
 記念セレモニーを開催
 します**

町は6月定例議会において『核兵器廃絶平和の町』として宣言しました。

これを記念し、次のとおりセレモニーを開催します。多くの皆様のご参加をお待ちしています。

日時 10月11日(土) 10時
場所 早来町民センター
 中集会室

内容

・核兵器廃絶の町宣言文拝読
 ・被爆体験講話

広告欄

胆振・日高管内自動車業界 初!

自動車整備技術コンサルタント認定
 国家資格 1級 自動車整備士取得工場

おいわけ自動車工業(株)

安平町追分若草3丁目69番地 ☎25-3786

新規機器導入ご案内

重要保安部品のメンテナンスツール!

ブレーキディスクレース機(研磨・切削機)

冬期凍結防止剤などによる錆び付き

焼付きによる制動力の低下

ローターのゆがみによる高速ブレーキ時のブレ振動

安心解決!



自動車整備技術コンサルタント 時崎 一理